3割負担

①基本料金

## 短期入所(ショートステイ) 利用料金表 〔税込〕

令和3年4月1日

● □ 医療法人社団 晃弥会

介護老人保健施設 あいあい

介護保険	介護保険負担金(日額)					加算される額	食 費 (日額)	滞在費	合 計 金 額					
負担限度額認定証	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	4 要介護5	川井でれる観	及 貝(口領)	(日額)		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	2,481 円	2,628 円	2,817 円	2,973 円	3,135 円	教養娯楽費 50円	300 円	0 円	日額	3,011 円	3,158 円	3,347 円	3,503 円	3,665 円
第2段階							600 円	370 円	日額	3,681 円	3,828 円	4,017 円	4,173 円	4,335 円
第3段階①						サービス体制強化加算 (Ⅲ) 6 円	1,000 円	370 円	日額	4,081 円	4,228 円	4,417 円	4,573 円	4,735 円
第3段階②							1,300 円	370 円	日額	4,381 円	4,528 円	4,717 円	4,873 円	5,035 円
第4段階						夜勤職員配置加算	1,500 円	377 円	日額	4,588 円	4,735 円	4,924 円	5,080 円	5,242 円
第1段階(個室)	2256 円	2397 円	2583 円	2742 円		72 円		490 円	日額	3,276 円	3,417 円	3,603 円	3,762 円	3,918 円
第2段階(個室)						在宅復帰支援機能加算	<u>※食費について</u> 朝食:300円	490 円	日額	3,576 円	3,717 円	3,903 円	4,062 円	4,218 円
第3段階(個室)①						102 円	<u> 昼食:600円</u> 夕食:600円	1,310 円	日額	4,796 円	4,937 円	5,123 円	5,282 円	5,438 円
第3段階(個室)②							<u>計1500円</u> <u>となります</u>	1,310 円	日額	5,096 円	5,237 円	5,423 円	5,582 円	5,738 円
第4段階(個室)								1,668 円	日額	5,654 円	5,795 円	5,981 円	6,140 円	6,296 円

## ※基本料金について18時以降に入所されても負担金や特室料・居住費などは発生します。

②その他の料金

## 目 料 金 考 552 円 /片道 希望者のみ 送迎加算 療養食加算 24 円 /食 医者の指示により必要な場合 |個別リハビリテーション実施加算 720 円 /日 20分以上の個別リハを行った場合 緊急時治療管理 1,554 円 /日 医者の指示により必要な場合 計画になく、緊急で受け入れた場合、14日を限度 緊急短期入所受入加算 270 円 /回 重度療養管理加算 360 円 /日 要介護4・5の医学的管理が必要な方 総合医学管理加算 825 円 /日 診療・検査を行い退所時に主治医へ情報提供を行った場合 |介護職員処遇改善加算 所定単位数×39/1000 介護職員等特定処遇改善加算 所定単位数×17/1000 令和元年10月より新設 貸テレビ※テレビカードを購入して頂くようになります 希望者のみ 1020 円 /1枚 利用前にご相談ください 医療費 実費 電気代(個人持ち込み電気製品1台あたり) 55 円 /日 希望者のみ 必要な方のみ 増粘剤【トロミ】 25 円 /日 日常生活費 255 円 /日 ご使用された方のみ

③特室料

1210 円

2.3階 中位階個室 1540 円

(小)

4F 多床室

1540 P

2·3階 中位階個室(大) 4階 最上階個室(小) 1870 円 ※4F多床室又は個室へ入居される 方については合計金額へ別途特室 料が加算されます

最上階個室(大) 2200 円

最上階個室(特大) 2310 円

※利用料金総合計は①基本料金+②その他の料金(個々に異なります)+

③特室料(個室or4F多少室入所者に限る)となります。 ※日常生活費は、ボディーソープ・石鹸・シャンプー・リンス・ティッシュペ

一パー・バスタオル・タオル・歯ブラシ・歯磨き粉等の使用料となります。※送迎については基本エリア内については送迎加算範囲内となりますが、

エリア外の場合は40円/1kmIIgくようになります。エリアは府中市【上下を

<u>除く】、福山市【新市・芦田】尾道市【御調町】その他については相談に応じます。</u>

※今後物価変動(燃料費や食材費他)により料金の改定を行う事があります。

※令和3年4月1日より9月30日までの期間において、新型コロナウイルス感染症に 対応するための特例的な評価として、介護保険負担金に0.1%上乗せした金額で の請求をさせて頂きます。